

# 環境活動レポート

2012年度

( 活動期間 : 2011年10月~2012年9月 )

2012年12月26日発行

2013年 5月 27日改訂



本社



柏原営業所



エコアクション21  
認証・登録番号0002530



堺営業所



株式会社 丸萬商事

# 1. 環境方針

株式会社丸萬商事は、産業廃棄物収集運搬及びプラント清掃メンテナンス、生産請負業務等の事業活動を適正に行う事を通じて地域の環境衛生のニーズに応えと共に、廃棄物のリサイクルを促進し、環境保全活動に取り組み環境に優しい社会の実現に貢献します。

## 行動方針

株式会社丸萬商事は、事業活動の中で環境目的・目標を設定して取り組み、環境負荷の削減に努めます。

1、事業活動全般に伴う環境への負荷を削減するため、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組み、継続的な環境負荷の削減に努めます。

①収集運搬車両と営業車両の燃料使用量を削減し、排気ガスの抑制。

②事業活動全体の電気使用量の削減。

上記①②の活動を通じて、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

③一般廃棄物の削減。

- ・ 一般廃棄物の適正処理及びリサイクル(再利用)推進。
- ・ 事業活動でのリユース(再使用)の推進。

④水資源の節水。

⑤環境コンサルタント業務の促進。

2、産業廃棄物収集運搬及びプラント清掃メンテナンス業等に係わる環境関連法規・条例及びその他の要求事項を遵守します。

3、環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。

4、この環境方針は、社員全員に周知すると共に、社外にも公表します。

制定日 平成19年 9月 25日

改正日 平成21年 10月 28日

株式会社 丸萬商事

代表取締役 **安本 悠起子**

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び代表者名

株式会社 丸萬商事  
代表取締役 安本 悠起子

(2) 設立年月日

昭和48年12月5日 (創業 昭和36年5月)

(3) 資本金 5,000万円

(4) 所在地(認証・登録対象組織・サイトは全社)

・本社  
大阪府松原市三宅西一丁目345番地の7  
TEL 072-336-2068 FAX 072-336-4591

・対象事務所: 下記2ヶ所

① 柏原営業所

大阪府柏原市国分東条町3273 (株)ジェイテクト国分工場内  
TEL 072-977-5882 FAX 072-977-5883

② 堺営業所

大阪府堺市西区築港新町三丁目1番地 宇部興産(株)堺工場内  
TEL 072-280-6886 FAX 072-280-6888

(5) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 専務取締役 安本 晃 TEL:072-280-6886

担当者 安全衛生部課長 星 仁志 TEL:072-977-5882

(6) 事業の内容(認証・登録の活動範囲)

- ・産業廃棄物収集運搬
- ・プラント清掃メンテナンス
- ・生産請負業務
- ・廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務
- ・前記各項の付帯する一切の業務

(7) 事業年度 10月～9月

## 3. 事業の規模

	2010年度	2011年度	2012年度
(1) 売上高	426 百万円	499 百万円	588 百万円
(2) 収集運搬量(汚泥・廃プラスチック類 其他)	7,321 t	9,755 t	9,333 t

(3) 従業員 57 人 (認証・登録適用内従業員数29人)(常駐先従業員数:28名)(2012年12月26日現在)  
尚、認証・登録範囲外の従業員は常駐している客先のEMSの管理下で活動している。

(4) 延べ床面積 272.43 m<sup>2</sup> (本社165.8m<sup>2</sup>・柏原営業所61.27m<sup>2</sup>・堺営業所45.36m<sup>2</sup>)

(5) 保有車両・機材



7トンブロー車 1台



10トンブロー車1台



13KLステンレスタンクローリー 1台



2トンバキューム車 1台



12トンブロー車 1台



計量装置付き



7トンコンテナ車 3台



ブロー装置搭載時



高圧JET洗浄装置搭載時



4トンコンテナ車 1台



10トンドンプ車 1台



4トンドンプ車 1台



1.5トントラック 1台



1.25トントラック 1台



2.5トンフォークショベル 1台



2トンフォークリフト  
(標準型、回転型) 3台

営業車 3台



計量装置付7トンパッカー車 2台

※国内初マニフェスト対応  
計量票即時発行システム



計量装置本体



携帯端末機



計量伝票



後部積載重量  
デジタル表示

(6)産業廃棄物収集運搬許可番号

※積替保管場所無

	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	備考
大阪府	産業廃棄物	第 02700004771 号	昭和49年 7月 2日	平成26年 4月 27日	
	特別管理産業廃棄物	第 02750004771 号	平成 5年 7月 1日	平成25年 6月 30日	
奈良県	産業廃棄物	第 02900004771 号	平成 7年 6月 5日	平成27年 6月 4日	
奈良市	産業廃棄物	第 10202004771 号	平成19年 7月 10日	平成24年 7月 9日	
三重県	産業廃棄物	第 02400004771 号	平成13年 2月 19日	平成28年 2月 18日	
	特別管理産業廃棄物	第 02450004771 号	平成23年 7月 20日	平成28年 7月 19日	
滋賀県	産業廃棄物	第 02501004771 号	平成22年 6月 25日	平成27年 6月 24日	
兵庫県	産業廃棄物	第 02804004771 号	平成16年 2月 2日	平成26年 2月 1日	
	特別管理産業廃棄物	第 02854004771 号	平成21年 6月 1日	平成26年 5月 31日	
京都府	産業廃棄物	第 02600004771 号	平成19年12月 18日	平成24年12月 17日	
	特別管理産業廃棄物	第 02650004771 号	平成18年10月 23日	平成28年10月 22日	
和歌山県	産業廃棄物	第 03000004771 号	平成22年 8月 23日	平成27年 8月 22日	
岡山県	産業廃棄物	第 3308004771 号	平成21年 3月 16日	平成26年 3月 15日	
	特別管理産業廃棄物	第 03350004771 号	平成22年10月 29日	平成27年10月 28日	
徳島県	産業廃棄物	第 3600004771 号	平成24年 4月 27日	平成29年 4月 26日	
	特別管理産業廃棄物	第 3650004771 号	平成24年 4月 27日	平成29年 4月 26日	

		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	鉱さい	がれき類	ばいじん	廃石綿等	備考
大阪府	産業廃棄物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特別管理産業廃棄物		●	●	●	●												●	
奈良県	産業廃棄物		●	●			●		●				●	●			●		
奈良市	産業廃棄物		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●			●		
三重県	産業廃棄物		●	●			●						●	●					
	特別管理産業廃棄物	●	●	●	●	●											●	●	
滋賀県	産業廃棄物		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
兵庫県	産業廃棄物		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	特別管理産業廃棄物		●	●	●	●												●	
京都府	産業廃棄物		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	特別管理産業廃棄物																	●	
和歌山県	産業廃棄物		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
岡山県	産業廃棄物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	特別管理産業廃棄物	●	●	●	●	●											●	●	
徳島県	産業廃棄物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	
	特別管理産業廃棄物		●	●	●	●												●	

●:許可取得 ○:許可申請中

※産業廃棄物収集運搬料金は、随時見積りいたします。(費用はかかりません。無料で見積り致します。)

## 4. 主な環境負荷の実績

### (1) 2007年度から2011年度までの、主な環境負荷の実績表

全社	単位	2007年度実績 (基準年度)	2008年度実績	2009年度実績	2010年度実績	2011年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	120,665	127,392	127,225	163,808	207,733
二酸化炭素排出量 収集運搬量	kg-CO <sub>2</sub> t	25.0	24.0	23.9	22.4	21.3
一般廃棄物排出量	kg	1,220	1,161	1,128	1,117	1,131
上水使用量	m <sup>3</sup>	624	605	589	579	595

※ 二酸化炭素排出係数は、0.378kg-CO<sub>2</sub>/KWhを使用している。

※ 収集運搬量の増大と共に二酸化炭素排出量も増加しましたが、環境効率指標(二酸化炭素排出量/収集運搬量)では確実に低下しており、取組の成果は顕著です。

本社	単位	2007年度実績 (基準年度)	2008年度実績	2009年度実績	2010年度実績	2011年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	13,114	12,923	12,928	12,706	12,729
一般廃棄物排出量	kg	141	134	129	127	127
上水使用量	m <sup>3</sup>	305	290	276	4	275

柏原営業所	単位	2007年度実績 (基準年度)	2008年度実績	2009年度実績	2010年度実績	2011年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	9,423	9,326	9,154	9,062	9,435
一般廃棄物排出量	kg	852	803	781	772	784
上水使用量	m <sup>3</sup>	319	315	313	307	320

堺営業所	単位	2007年度実績 (基準年度)	2008年度実績	2009年度実績	2010年度実績	2011年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	3,838	3,625	3,582	3,488	3,421
一般廃棄物排出量	kg	227	224	219	217	219
上水使用量	m <sup>3</sup>	※1	※1	※1	※1	※1

※軽油の二酸化炭素排出量は、サイト別での把握が困難な為、全社で表示

柏原営業所・堺営業所の二酸化炭素排出量に、軽油は含まれない。(本社は、軽油の使用なし)

※車両を共有使用しているも、営業所別に把握が難しい為。

軽油は、二酸化炭素排出量が多い為、重要な取り組みとして取り上げている。

※1 堺営業所の上水使用量は、常駐先から供給を受けており実績把握が困難な為、定量目標を設定して取り組んでいる。

(2)2012年度の、新たな取り組み方法に基づいた、主な環境負荷の実績表

※ 二酸化炭素排出係数は、0.378kg-CO<sub>2</sub>/KWhを使用している。

全社	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	207,733	192,803
二酸化炭素排出量 収集運搬量	kg-CO <sub>2</sub> t	21.30	20.66
一般廃棄物排出量	g/1人	1,056	1,024
上水使用量	m <sup>3</sup> /1人	0.560	0.498

本社	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	14,457	13,010
一般廃棄物排出量	g/1人	1,728	1,693
上水使用量	m <sup>3</sup> /1人	3.656	3.617

柏原営業所	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	23,713	22,059
一般廃棄物排出量	g/1人	972	943
上水使用量	m <sup>3</sup> /1人	0.400	0.372

堺営業所	単位	2011年度実績 (基準年度)	2012年度実績
二酸化炭素排出量	kg-CO <sub>2</sub>	169,563	157,733
一般廃棄物排出量	g/1人	1,200	1,150
上水使用量	m <sup>3</sup> /1人	※1	※1

※2012年度から、営業所別に管理車両を決めガソリン、軽油をサイト別に把握する様に取り組み方法を変更した。  
(本社は、軽油の使用なし)

※「2012年度の、新たな取り組み方法に基づいた、主な環境負荷の実績表」は2011年度(基準年度)も2012年度の方式で計算した為、「2007年度から2011年度までの、主な環境負荷の実績表」の数値と異なる。

※1 堺営業所の上水使用量は、常駐先から供給を受けており実績把握が困難な為、定量目標を設定して取り組んでいる。

## 5. 実施体制図

認証・登録の適用範囲  
 住所:大阪府松原市三宅西1丁目345-7  
 対象事務所:2箇所  
 柏原営業所  
 大阪府柏原市国分東条町3273  
 堺営業所  
 大阪府堺市西区築港新町三丁目1番地  
 活動:産業廃棄物収集運搬  
 プラント清掃メンテナンス  
 生産請負業務  
 廃棄物処理にかかわるコンサルタント業務  
 前記各項に付帯する一切の業務  
 総従業員数:57名(2012年12月26日現在)  
 常駐先従業員数:28名  
 認証・登録適用内従業員数:29人

代表取締役社長  
安本 悠起子

環境管理責任者  
専務取締役  
安本 晃

EA21事務局  
星 仁志

EA21推進会議  
安本 悠起子  
安本 晃  
安本 登  
安本 貴志  
星 仁志

(適用範囲)

柏原営業所

堺営業所

本社

常務取締役  
安本 登

取締役工事部部长  
安本 貴志

生産部  
生産部  
課長  
部門

工事部  
工事部  
1課  
課長  
部門

工事部  
工事部  
2課  
課長  
部門

安全衛生部  
課長

総務・  
総務・  
経理部  
課長  
部門

課員  
4名

常駐  
生産  
支援  
課員

常駐  
清掃  
支援  
課員

課員  
5名

課員  
5名

課員  
0名

課員  
6名

(常駐している客先のEMSで活動しており適用範囲外)



## 6. 環境目標及びその実績

※安全衛生の取り組み年度と統一する為、エコアクション21の取り組み年度の2010年度を2011年度に変更した。

		全社				
環境目標	単位	2011年度	2012年度 (2011年10月～2012年9月)		2013年度	2014年度
		基準年度	目標	実績	目標	目標
総二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub>	207,737	/	192,803	/	/
	kg-CO <sub>2</sub> /t	21.30	基準年度▲1% 21.08	20.66	基準年度▲2% 20.87	基準年度▲3% 20.66
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> /1人	9.52	基準年度▲1% 9.43	8.13	基準年度▲2% 9.33	基準年度▲3% 9.24
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> 1時間	7.20	基準年度▲1% 7.13	6.58	基準年度▲2% 7.06	基準年度▲3% 6.98
軽油二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> 1時間	16.64	基準年度▲1% 16.47	16.31	基準年度▲2% 16.31	基準年度▲3% 16.14
一般廃棄物量の 削減	g/1人	1,056	基準年度▲1% 1,045	1,024	基準年度▲2% 1,035	基準年度▲3% 1,024
上水量の削減	m <sup>3</sup> /1人	0.560	基準年度▲1% 0.554	0.498	基準年度▲2% 0.549	基準年度▲3% 0.543
コンサルタント業務 の促進	件	6	7(基準+1)	7	8(基準+2)	8(基準+2)

※ ガソリン・軽油に関しては、産業廃棄物収集・運搬1時間当たりの消費軽油量で算出している。(年間の平均)

※ 総二酸化炭素排出量は、ガスと灯油も含む。

総二酸化炭素排出量は、各サイトで把握が難しいので、全社でのみ取り上げている。

総二酸化炭素排出量は、産業廃棄物収集・運搬量1トン当たりの消費軽油量で算出している。

		本社				
環境目標	単位	2011年度	2012年度 (2011年10月～2012年9月)		2013年度	2014年度
		基準年度	目標	実績	目標	目標
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> /1人	63.84	基準年度▲1% 63.21	60.17	基準年度▲2% 62.57	基準年度▲3% 61.93
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub>	7,661	基準年度▲1% 7,585	7,447	基準年度▲2% 7,508	基準年度▲3% 7,431
一般廃棄物量の 削減	g/1人	1,728	基準年度▲1% 1,711	1,693	基準年度▲2% 1,693	基準年度▲3% 1,676
上水量の削減	m <sup>3</sup> /1人	3.656	基準年度▲1% 3.619	3.617	基準年度▲2% 3.583	基準年度▲3% 3.546
コンサルタント業務 の促進	件	6	7(基準+1)	7	8(基準+2)	8(基準+2)

※ 本社は、軽油の使用なし。

柏原営業所						
環境目標	単位	2011年度	2012年度 (2011年10月～2012年9月)		2013年度	2014年度
		基準年度	目標	実績	目標	目標
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> /1人	5.06	基準年度▲1% 5.01	4.26	基準年度▲2% 4.96	基準年度▲3% 4.91
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> 1時間	7.48	基準年度▲1% 7.40	6.95	基準年度▲2% 7.33	基準年度▲3% 7.25
軽油二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> 1時間	12.02	基準年度▲1% 11.90	11.71	基準年度▲2% 11.78	基準年度▲3% 11.66
一般廃棄物量の 削減	g/1人	972	基準年度▲1% 962	943	基準年度▲2% 953	基準年度▲3% 943
上水量の削減	m <sup>3</sup> /1人	0.400	基準年度▲1% 0.396	0.372	基準年度▲2% 0.392	基準年度▲3% 0.388

堺営業所						
環境目標	単位	2011年度	2012年度 (2011年10月～2012年9月)		2013年度	2014年度
		基準年度	目標	実績	目標	目標
電力二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> /1人	9.16	基準年度▲1% 9.07	7.93	基準年度▲2% 8.98	基準年度▲3% 8.88
ガソリン二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> 1時間	7.38	基準年度▲1% 7.31	5.97	基準年度▲2% 7.23	基準年度▲3% 7.16
軽油二酸化炭素 排出量削減	kg-CO <sub>2</sub> 1時間	18.37	基準年度▲1% 18.19	17.66	基準年度▲2% 18.00	基準年度▲3% 17.82
一般廃棄物量の 削減	g/1人	1,200	基準年度▲1% 1,188	1,150	基準年度▲2% 1,176	基準年度▲3% 1,164
上水量の削減	点 (※2)	/	412点	399点	1ヶ月1人の目標点 6点	1ヶ月1人の目標点 7点

※2 堺営業所は、上水を常駐先から供給を受けている為、実績把握が困難な為、定性目標を設定して取り組んでいる。

定性目標の点数(自己申告による点数制)

堺営業所は、上水量の削減のみを定性目標で取り組んでいる。

- ・達成手段をよく理解し・100%守れた (8点)
- ・達成手段はよく理解した・75%守れた (7点)
- ・達成手段は理解した・50%守れた (6点)
- ・達成手段は少し理解した・50%守れた (5点)
- ・達成手段は理解した・25%守れた (4点)
- ・達成手段は少し理解した・25%守れた (3点)
- ・達成手段は理解したが・守れなかった (2点)
- ・達成手段は少し理解した・守れなかった (1点)
- ・達成手段を理解できず・守れなかった (0点)

## 7. 環境活動の取り組み計画と評価

2011年10月～2012年9月までの目標とその実績について、その評価を行った。

取り組み計画	単位		基準年度比	評価(結果と今後の方向)
	達成状況			
<b>電力の削減</b> ・ 節電運動展開 不要照明の消灯 電気製品の空運転防止 電気製品の省エネ化 冷暖房の温度の設定 (冷房28℃、暖房20℃)	全社	kg-CO <sub>2</sub> /1人		全サイトで年度目標を大幅に達成           2013年度以降の目標の見直しをする。
	目標	9.43	99.0%	
	実績	8.13	85.4%	
	差	1.30	13.6%	
	本社	kg-CO <sub>2</sub> /1人		
	目標	63.21	99.0%	
	実績	60.17	94.2%	
	差	3.04	4.8%	
	柏原営業所	kg-CO <sub>2</sub> /1人		
	目標	5.01	99.0%	
	実績	4.26	84.2%	
	差	0.75	14.8%	
堺営業所	kg-CO <sub>2</sub> /1人			
目標	9.07	99.0%		
実績	7.93	86.6%		
差	1.14	12.4%		
<b>ガソリン使用量の削減</b> ・ エコ10ドライブを実施 (特に9項目を重点的に 運動を展開する。) ①アイドリングストップ ②急発進、急加速の防止 ③冷暖房の控え目使用 ④暖機運転は適切に ⑤車間距離は余裕をもって ⑥エンジブレーキを積極的 ⑦道路交通情報の活用 ⑧タイヤの空気圧チェック ⑨不要な荷物を降ろす ⑩駐車場所に注意	全社	kg-CO <sub>2</sub> /1時間		全サイトで年度目標達成           ※本社は営業車両で取り組み方法が、 柏原営業所と堺営業所と異なる為、全 社に含まれない。  ※全社、柏原営業所、堺営業所が同じ 取り組み方法を採用している。  ※本社も取り組み方法を統一する為の 検討する。  2013年度以降の目標の見直しをする。
	目標	7.13	99.0%	
	実績	6.58	91.4%	
	差	0.55	7.6%	
	本社	kg-CO <sub>2</sub>		
	目標	7,585	99.0%	
	実績	7,447	97.2%	
	差	138	1.8%	
	柏原営業所	kg-CO <sub>2</sub> /1時間		
	目標	7.40	99.0%	
	実績	6.95	92.9%	
	差	0.45	6.1%	
堺営業所	kg-CO <sub>2</sub> /1時間			
目標	7.31	99.0%		
実績	5.97	80.9%		
差	1.34	18.1%		
<b>軽油使用量の削減</b> ・ エコ10ドライブを実施 (特に9項目を重点的に 運動を展開する。) ①アイドリングストップ ②急発進、急加速の防止 ③冷暖房の控え目使用 ④暖機運転は適切に ⑤車間距離は余裕をもって ⑥エンジブレーキを積極的 ⑦道路交通情報の活用 ⑧タイヤの空気圧チェック ⑨不要な荷物を降ろす ⑩駐車場所に注意	全社	kg-CO <sub>2</sub> /1時間		全サイトで年度目標達成           2013年度以降の目標の見直しをする。
	目標	16.47	99.0%	
	実績	16.31	98.0%	
	差	0.16	1.0%	
	本社	軽油を使用しない		
	柏原営業所	kg-CO <sub>2</sub> /1時間		
	目標	11.90	99.0%	
	実績	11.71	97.4%	
	差	0.19	1.6%	
	堺営業所	kg-CO <sub>2</sub> /1時間		
	目標	18.19	99.0%	
	実績	17.66	96.1%	
差	0.53	2.9%		

<p>一般廃棄物量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの分別の徹底</li> <li>・作業道具の再使用</li> <li>・ミスコピーの防止</li> <li>・裏紙の使用</li> <li>・古紙の再利用の促進</li> <li>・封筒の再利用</li> </ul>	<p>全社</p> <p>目標 実績 差</p> <p>本社</p> <p>目標 実績 差</p> <p>柏原営業所</p> <p>目標 実績 差</p> <p>堺営業所</p> <p>目標 実績 差</p>	<p>g/1人</p> <p>1,045 1,024 21</p> <p>g/1人</p> <p>1,711 1,693 18</p> <p>g/1人</p> <p>962 943 19</p> <p>g/1人</p> <p>1,188 1,150 38</p>	<p>99.0% 97.0% 2.0%</p> <p>99.0% 98.0% 1.0%</p> <p>99.0% 97.0% 2.0%</p> <p>99.0% 95.8% 3.2%</p>	<p>全サイトで年度目標達成</p> <p>2013年度以降の目標の見直しをする。</p>
<p>水道水の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水漏れチェック</li> <li>・節水の呼びかけ</li> <li>・洗濯はまとめてする</li> <li>・雨水の有効利用</li> </ul>	<p>全社</p> <p>目標 実績 差</p> <p>本社</p> <p>目標 実績 差</p> <p>柏原営業所</p> <p>目標 実績 差</p> <p>堺営業所</p> <p>目標 実績 差</p>	<p>m<sup>3</sup>/1人</p> <p>0.554 0.498 0.057</p> <p>m<sup>3</sup>/1人</p> <p>3.619 3.617 0.002</p> <p>m<sup>3</sup>/1人</p> <p>0.396 0.372 0.024</p> <p>点</p> <p>412 399 13</p>	<p>99.0% 88.8% 10.2%</p> <p>99.0% 98.9% 0.1%</p> <p>99.0% 93.0% 6.0%</p>	<p>全社、柏原営業所で年度目標を大幅に達成 本社は年度目標達成 堺営業所は年間目標未達成</p> <p>※堺営業所は、常駐先から供給を受けている為、実績把握が困難な為、定量目標を設定して取り組んでいる。 2013年度以降の目標の見直しをする。</p>
<p>コンサルタント業務の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引事業者に対し廃棄物の処分方法の改善とリサイクルの促進をコンサルタントする</li> </ul>	<p>全社</p> <p>目標 実績 差</p> <p>本社</p> <p>目標 実績 差</p>	<p>件</p> <p>7 7 0</p> <p>件</p> <p>7 7 0</p>	<p>116.7% 116.7% 0.0%</p> <p>116.7% 116.7% 0.0%</p>	<p>年度目標達成</p>

代表者による全体評価と見直しの結果

・2013年度以降の目標の変更について

電力の削減、ガソリン使用量の削減、軽油使用量の削減、一般廃棄物量の削減、水道水の使用量の削減は、今年度の実績に基づいて、目標値を変更する事。

・エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)に準拠した、産業廃棄物処理業者向けガイドラインに基づいた、新たな目標・環境活動計画のグリーン購入やグリーン調達取り組み目標を作成する事。

・エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)に準拠した、産業廃棄物処理業者向けガイドラインに基づいて、環境経営システムの各要素を見直して、必要な変更をする。

## 8.環境関連法規制等の順守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

適用される法規制	内容
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬(特別管理)の許可 収集運搬業許可が、同一都道府県内において、一つの政令市の区域を越えて行う産業廃棄物の収集運搬は、当該都道府県知事の許可のみで行える事になった。但し、積替え保管を伴う収集運搬については、その許可の取扱いに変更はなく、従来通り積替え換え保管を行う区域の都道府県知事・政令市長の許可が必要である ※改正法の施行日が2011年4月1日</li> <li>・優良産廃処理業者認定制度 通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度 ※改正法の施行日が2011年4月1日</li> <li>・排出事業者との契約</li> <li>・マニフェスト受付処理(5年間保管)</li> <li>・収集運搬基準(車両の表示・書類の携帯・収集運搬時の飛散防止)</li> <li>・事業者の責務(廃棄物を自らの責任において適切に処理)</li> <li>・事業者の責務(産業廃棄物処理業者から処分が困難との通知を受けた場合は必要な処置を講ずると共に、30日以内に都道府県知事に報告する。(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法))</li> <li>・事業者の責務(委託者が産業廃棄物の処理状況を確認する努力義務。(平成23年4月1日に施行された改正廃棄物処理法))</li> <li>・一般廃棄物は許可を受けた業者への委託(委託業者との契約)</li> <li>・アスベストの収集運搬 (他の廃棄物と混載してはならない、飛散防止、最終処分場まで直送)</li> </ul>
自動車NOx・PM法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車排出窒素酸化物、粒子状物質などの排出抑制に努める。</li> <li>・平成21年1月より対策地域で作業する車は府が交付する適合車、または経過装置対象車ステッカーを貼付。</li> </ul>
道路交通法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両事故安全対策</li> <li>・通行禁止道路通行許可</li> <li>・運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う安全運転管理者の選任</li> </ul>
道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の定期検査</li> <li>・車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の運送用普通自動車は、運行記録計を備えなければならない。</li> <li>・車両総重量8トン以上のトラック等5台以上の使用の本拠ごとに、整備管理者の選任必要</li> </ul>
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車の所有者(最終所有者)は、リサイクル料金の支払いと自治体に登録された引取業者への廃車の引き渡し。</li> </ul>
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道受入基準を超える排水を出さない様注意。</li> </ul>
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭や事務所から排出された家電製品から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進する。</li> </ul>
フロン回収破壊法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定製品(業務用冷凍空調器)を設備させ、又は廃棄する場合には、フロン類が適正かつ確実な回収・破壊されるよう努める。</li> </ul>
消防法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定量以上の圧縮アセチレンガス、その他「消防活動阻害物質」を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。 (圧縮アセチレンガス40kg以上)</li> <li>・貯蔵所及び取扱所においての、危険物の取扱は危険物取扱者の立会いが必要。</li> <li>・移動タンク貯蔵所(タンクローリー)による危険物の移動は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者(危険物取扱者免状を携帯し)を乗車させること。</li> </ul>
高圧ガス保安法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵においての規則に準じる。</li> </ul>

環境関連法規制等の順守状況を評価の結果、環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去5年間ありません。